

## 越生町学校給食費補助制度に関するお知らせ

越生町教育委員会

越生町では、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子育て支援を推進するため、越生町立小・中学校に在籍している児童・生徒を3人以上養育している保護者に対し、3人目以降の児童・生徒にかかる給食費の半額を補助しています。制度の概要は下記のとおりです。

### 1 補助の対象となる方

次の①、②に該当する保護者

①越生町立小・中学校に在籍している児童・生徒を3人以上養育していること。

②町税及び学校給食費に未納がないこと。

※対象となる子やその兄弟に給食費の未納がある場合は対象外となります。年度末に給食費の全納を確認した後に補助金を交付します。

※就学援助等の公的扶助制度により、既に給食費相当額の給付を受けている場合は対象外です。

### 2 補助金の額

保護者が実際に負担した、本制度の対象となる3人目以降の児童・生徒の給食費の半額

### 3 申請方法

2月頃、対象となる世帯に申請書を送付しますので、必要事項を記入して、小・中学校又は教育委員会学務課まで提出してください。補助金は、書類の審査終了後、4月中旬頃に指定された口座に一括振り込みする予定です。

### 4 注意事項

※町が指定する期日までに補助金の申請をしなかった場合、補助金を交付することはできません。

※対象児童・生徒がいる場合でも、毎月の給食費はお支払いしていただきます。

※対象となる世帯で、申請書類が届かない場合や、年度途中で転出される場合は、お手数ですが下記までご連絡ください。

### 問い合わせ先

越生町教育委員会学務課学務担当 電話 292-3121 (内線507)



越生町のマスコット「うめりん」